

第二部 イエズス会宣教師の権力者・国家認識

第一章 イエズス会初期布教期の権力者・国家認識

はじめに

中世・近世断絶論の克服という研究動向により、現在中近世移行期の研究が活発であり、様々な角度から研究がなされている。主に戦国史研究で多くの成果を挙げているが、中世史と近世史研究の間で、なお見解の相違が見られ、さらなる研究が必要とされる。ところで、中近世移行期にあたる時期は、イエズス会宣教師をはじめとする西洋人が来日してキリスト教を布教したキリシタン時代に合致する。つまり、彼らは移行期にあたる時期に在日しており、当該期の国家・社会の変容を直接体験しているのである。そこで、彼らが日本の国家・権力をどのように認識し、その認識を改めていったかを分析することは、先の中近世移行過程を考える上でも重要な視点であるといえる。

宣教師の権力者認識に関する研究は、すでに戦前から行われている。岡田章雄氏がイエズス会書翰等に記述された信長・秀吉・家康や天皇といった権力者に関する宣教師の記録を紹介したのをはじめ^①、最近では、海外史料の詳細な分析を行った岸野久氏の研究等が挙げられる^②。こうした宣教師の権力者観は、キリシタン史のみならず当該期を対象とする研究論文・著書に数多く取り上げられている。しかし、これまでの研究というのは、未刊史料の紹介とそれの引用がほとんどであり、宣教師の権力者認識そのものについての研究が深化されることがなかった。そうした中で、宣教師が日本の権力者をどのように捉えていたのかという問題を扱った研究として、牧健二氏の研究を挙げることができる^③。氏は徳川全期にわたって権力者に対する西洋人の理解を検討し、彼らの認識する前近代の日本の権力者、権力構造、国家形態について明らかにした。しかしながら、氏の研究はキリシタン海外史料の翻訳事業が進んでいない段階での研究であったため、史料上の制約から特にキリスト教日本開教期^④の分析の不十分さが目立つ^⑤。また、具体的な実証的分析がなされていないため、史料的根拠が不十分で説得力に欠けるといえる問題点を孕んでいる。

現在、キリスト教日本開教期における研究は、岸野久氏の一連の研究によって^⑥、来日前からの宣教師の日本情報収集・権力者分析・布教方針等多くが明らかにになり、牧氏の研究の問題点を克服する条件は整っている。そこで本章では、日本開教期、特にガスパル・ヴィレラが畿内布教を行う前段階までの時期を中心に、宣教師の日本の権力者観について、宣教師の書翰から権力者を示す語句を分析していくことよって明らかにしたい。

一 権力者を示す語について

宣教師は日本での布教活動が進展していくと、権力者に対して「内裏 (Daini)」・「公方 (Cubo)」・「屋形 (Yacata)」などの日本語をそのまま使用して権力者を捉えていくが、

日本布教開始段階では日本の権力者を具体的に把握できておらず、西洋での枠組みに当てはめて報告している。この時期の宣教師の書翰では、特に「国王 (rei)」、「領主 (senhor)」、「太守 (duque)」、「³⁰といった権力者を示す語句を用いて伝達している。これらの語句から宣教師の権力者認識を検討していく。

1 「国王 (rei)」について

イエズス会宣教師は、主たる権力者に対して「国王 (rei)」という語句を当て、書翰に書き記している。イエズス会は日本以外にもインド、東南アジアで布教活動を行っており、それらの国々の権力者に対しても日本同様に rei という語を用いている。しかし、その該当者が日本とそれ以外の国々で異なっている。そこで宣教師の書翰から rei という語句を抽出して、その該当者を確認していくことにする。

日本以外の国々の権力者に対して使用されている rei を抽出すると、その事例が確認できる国は³¹ポルトガル・スペイン・中国・ビルマ・シヤム・カンボジア・琉球である³²。これらの国々に対して用いられている「国王」はまさに文字通り各国の国王を指しており、例外は見られない。

一方、日本においては「国王」の該当者が一定していない。そこで、東京大学史料編纂所編『日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集』（以下、『書翰』と略記する）および松田毅一監訳『十六・七世紀 イエズス会日本報告集』（以下、『報告』と略記する）³³の中から、日本の権力者に対して用いられた「国王」の原語 rei を抽出し、史料番号ごとに分類した（表）。表から、日本は先の外国の場合とは違って、「国王」の該当者が天皇・將軍³⁴を指す事例と大名を指す事例に分かれることが確認できる。

表から「国王」の該当者の変化時点を見ていこう。No.13から「国王」の該当者が天皇・將軍から大名に変化することが分かる。ただNo.13三九号書翰の発信地がコーチンであることや、発信者のドン・アフアンソ・デ・ノローニャが日本渡航者ではない点から、この書翰は除外すべきである。そこで、日本で発信された書翰を見ていくと、変化時点はNo.15であることが確認できる。No.15四二号書翰の発信日が西暦一五五一年一〇月二〇日で、同日付書翰である四三・四三A号書翰も共に「国王」の該当者を大名としている点から、変化時点はNo.15四二号書翰であると考えてよい。つまり、四二号書翰直前に宣教師間で権力者に対する認識を改める要因があったものと考えられる。

それでは、この該当者の変化を翻訳史料ではどのように処理したのであろうか。翻訳史料から rei の訳出について検討していこう。これまで用いてきた翻訳史料のうち『書翰』では rei の原語を「国王」として訳しているが、『報告』では「国王」と「国主」という二語で訳し分けている。松田毅一氏は『フロイス「日本史」』の凡例において、「大友宗麟や徳川家康らが「国王」と記されていることについては、フロイスが第一部の序文において事情を説明している。しかし本訳『フロイス「日本史」』の「こと―筆者注―」において彼らを「国王」と記すことはおよそ日本風ではないので、違和感を和らげるために「国主」とし」と訳し分けの理由を説明している³⁵。当該期日本の社会情勢から判断すると、

戦国大名を国王とするには確かに違和感があるため、松田氏の見解は妥当であると思われる。しかし、別々の語句で記された「国王」「国主」を、原文は同一語¹⁾であると理解す

ることは極めて困難であり、解釈上誤解を招きかねない。むしろ、翻訳する際に訳し分けなければならなかった理由、すなわち宣教師の書翰に見られる日本の「国王」の該当者に、天皇・将軍と大名の二種類存在した理由について検討していく必要がある。

そこで、当時のポルトガル人が日本の権力者をどう認識していたのか、当時の記録である「日葡辞書」^③とフロイス「日本史」から検討していくことにしたい。「日葡辞書」には、松田氏の訳した国王と国主の項があるので、当該期のポルトガル人がこれらの語句をどのように理解していたのか見ていくことにする。

【史料1】

国王Cocunú Cunino vó (国の王) Rei, ou Emperador (国王、または皇帝)
国主Cocuxu Cunino nuxi (国の主) Senhor de reino (王国の領主)

まず語句の音読みと訓読みが記された後、ポルトガル語でその意味が記されている。日本で用いられている国王は、ポルトガル人の間で*rei*または*Emperador*であると理解されており、そこから宣教師の使う*rei*は日本で用いられている国王と同義であると判断でき、*rei*の訳は「国王」で正しいといえる。一方、国主は*senhor*として理解されている。意味は「王国の領主」とあることから、国の捉え方次第で国王と同一になることも考えられようが、宣教師が国王と国主を*rei*と*senhor*とで使い分けた点から考えて、両者は明らかに別の語として理解されていた。つまり、*rei*の訳は「国王」であって、「国主」と訳すことはできないのである。

この点に関して、フロイスがまとめた「日本史」の序章九に、「国王」に対する認識が示されている。長文であるが引用すると以下の通りである。^④

【史料2】

九、外(国)から日本へ商品を携えて取引きに来るポルトガル人たちは、日本の言語を知らず、また(日本の)諸国、諸地方のことにもほとんど通ぜず、彼らの大部分は船が入る肥前国*reyno de Figen*の諸港のほかは何も見えないので、しばしば「国王(*reys*)」とか「王国(*Reinos*)」という表現を慣用する。(だが当地では)、そのような称号は考えられもせず、決して存在もしない。彼ら(ポルトガル商人)は、たとえば、平戸の国王(*o rey de Firando*)、志岐の国王(*o rey do Xiqui*)、天草(*Amacusa*)の(国王)、その他これに類したことを言う。(しかし)実はこれらの人々は皆、(日本語の)殿、すなわち限られた(権威の)貴人(*fidalgos*)であって、そのような人は同一国内に多数いるのである。(それは)私たちの(ヨーロッパ諸国に)おけるのと同様である。と言うのは、後に日本国に関する章(*capitulo dos estados de Japão*)で述べることであるが、本来の、そして真実には、当(日本)六十六カ国全体の最高君主であり、国王かつ主権者はただ一人であって、これを皇、もしくは天皇、または内裏と称する(*o senhor universal, rey e monarca de todos estes 66 reynos, não hé mais que hum, que se chama Vo vel Tenno ou Dairi*)。それゆえ(当)国の他の殿たちは、(天皇)のことを顧慮して、「公爵(*duques*)」(に相当する)自分たち特定の称号を持ち得ることになっている。すなわち彼らは屋形(*yacatas*)と称しているのである。しかし彼ら

は「一國」もしくは多くの国の絶対君主 (senhores absolutos) (であるには違いないので) 通常、私たち (ヨーロッパ人) の間では、彼らのことを国王 (reys) と呼び、その身分の高い家臣 (a seos vassallos nobres) や諸城主 (capitães [d]e fortalezas)、また幾つかの地方の支配者 (senhores de algumas terras) のことを殿 (tonos) と称している。たとえば平戸 (Firando)、杵岐 (Xiqui)、天草 (Amacusa)、その他そういった諸地方の(殿) などである。だが先(に述べた)六十六カ国 (66 reinos) については、わずかの例外はあるけれども、それら(おのおのが)ヨーロッパの諸国 (os reinos de Europa) と同じような広さや大きさを有すると見なしてはならない。

ポルトガル商人は、日本の諸事情を理解していないために、彼らの取引先である肥前国内に平戸・志岐・天草といった幾つかの王国やその国王が存在するとの認識をもっていたが^⑤、本来日本の国王は天皇ただ一人であると、フロイスはポルトガル商人の誤りを指摘している。しかし、彼らがこのように大名を国王と呼んでいることに対して、大名が当該地域の絶対君主という点では事実であるとして、当時のポルトガル人による国王・国家観の妥当性を言及している。

【史料2】はポルトガル人が日本の権力者をどのように認識していたかを示すものであり、その誤りを指摘したフロイスの見解はある意味正しいといえよう。しかし、このような指摘ができたのは、フロイス自身が戦国期から統一政権成立段階までの時期を畿内で過ごし、かつ「日本史」執筆開始の天正一一年以後^⑥、すなわち日本が統一に向けて進みつつある段階に記したからである。

それでは、戦国期段階ではどうだったのであるうか。フロイスはポルトガル商人が大名を「国王」と認識したことについて、日本事情を理解しなかった点と肥前地方しか知らなかった点を理由に挙げているが、果たしてこの見解は正しいのであろうか。これは表でも明らかかなように、九州から畿内までを布教した宣教師が大名に対して「国王」を用いていることから、ポルトガル商人だけが大名に対して「国王」を用いているわけではない。しかもその宣教師は布教活動を通して「国王」を大名と認識したのであるから、むしろ戦国期の政治情勢を徐々に理解した結果、大名を「国王」、その領国を「国 (reino)」と認識していったと理解する方が正しいといえるのである。

そこで次に、宣教師は何を契機に「国王 (rei)」の該当者を改めたのが疑問として持ち上がってくる。それについては次節以降で検討する。

2 「領主 (senhor)」・「太守 (duque)」について

続いて「領主」「太守」について検証していきたい。まず、「日葡辞書」から確認してこよう。

【史料3】

領主 Rioju	Senhor, ou dono dalguma renda, ou terras (ある領地または土地の領主)
太守 Taixu	Vôgini mamoru (大ぎご守) Cunino nuxi (国の主) Senhor grande de algum reino, ou mais

(いくつかの国あるいはそれ以上の大領主)

領主・太守ともに *senhor* で説明されており、両者を「領主 (*senhor*)」として捉えていたことが分かる。両者の違いは、どの地域の「領主」かという点である。領主の方は「ある領地または土地の領主」と単に土地を領域としたものであるのに対して、太守は「国 (*reino*)」を単位としている¹⁰⁾とが確認できる。また太守については、先に挙げた【史料1】国主のポルトガル語訳が *Senhor de reino* 「王国の領主」であることから、当該期の日本で使用されていた国主と太守はほぼ同じ意味であったと判断できる。

「日葡辞書」から読み取れるのは以上であるが、これを踏まえて「領主 (*senhor*)」と「太守 (*duque*)」をそれぞれ検証している¹¹⁾。

まず「領主」について検討していく。イエズス会書翰で確認できる *senhor* の事例は次の三つに分類できる。一つは「主なる」¹²⁾「閣下」¹³⁾「我が主君」という敬称として用いられている事例。二つは「所領主」として用いられている事例。三つは「支配者」という意味で用いられている事例である¹⁴⁾。そのうち宣教師の権力者認識を探る上で第三の事例が重要になってくる。ただし、*rei* と記されない場合、「支配者」とはいつても *senhor* は国王ではなく国主・太守の意味に使用されており、*rei* よりはランクが下の権力者を指している場合が多い¹⁵⁾。イエズス会書翰でも、「国王」と併記される場合、「国王や領主達 (*rey e senhores*)」¹⁶⁾のように「国王」は単数、「領主」は複数で表記され、「国王 (*rei*)」と「領主 (*senhor*)」は君臣関係を示していることが読み取れる。

そこで「領主」の該当者を見ていくと、国外における「領主」の該当者は、「ブラマ国王は大領主であるので (*El-rey de Brama, por ser grande senhor*)」¹⁷⁾という第二の事例では「国王」＝「領主」という事例も確認できるが、第二の事例で確認する限りは一貫して国王の家臣として用いられている。

一方、国内の事例を検証していくと、先の「国王」の事例と同様「領主」の該当者が一定しない。イエズス会日本書翰で「領主」が使用されている箇所を抽出してみると、第二の事例と第三の事例の区別が曖昧なため、明確な変化が読み取れないが、「領主」の該当者が四二号書翰で大名から大名の家臣へと変化している点にはつきりと読み取ることができる。これは「国王」の該当者の変化時点と合致し、四二号書翰が出される直前に該当者を改めた形跡がここでも裏付けられる。

続いて、「太守」について検討していこう。「太守」の原語 *duque* は普通「公爵」と訳されるが、当該期の社会情勢からキリシタン関係海外史料では「太守」という訳語が用いられている。またすでに述べたように、「日葡辞書」に記されている国主と太守に対するポルトガル人の理解がほぼ同一であることから、*duque* の意味は「太守」であり、「国主」であるといえる。

「太守」の該当者をイエズス会書翰から抽出すると四九件¹⁸⁾あり、その全てが大名である。その内特定の大名と確認できる大名は、島津貴久・大内義隆・大内義長・大友義鎮・松浦隆信である。島津・大内・大友は国持大名であるため太守・国主としても問題ないが、松浦隆信は国持大名ではないため太守・国主と呼べる大名ではない。しかし、イエズス会宣教師は前述の大名すべてに *duque* という語で伝達していることから、宣教師の間では両者は区別されていなかったことになる。つまり、宣教師が考える「国 (*reino*)」は、国郡制の

国ではなく、大名領国であったと考えることができる²³²⁾。

以上、「国王 (rei)」・「領主 (senhor)」・「太守 (duque)」の該当者をそれぞれ分析してきたが、外国の場合と異なり、日本では「国王」「領主」の該当者に変化が見られること、「国王」と「領主」は階級差を示し、両者は君臣関係を表すものであること。「太守」の該当者はすべて大名で一致するが、該当する大名から宣教師は「国」というものを国郡制の「国」ではなく、大名領国の「国」と捉えていることが明らかになった。

二 権力者認識の変化

前節で「国王 (rei)」・「領主 (senhor)」の該当者が四二号書翰で変化することを確認した。すなわち四二号書翰が出される直前に、宣教師の間で「国王」「領主」の該当者を改める契機となった出来事があったものと考えられる。そこで、宣教師の権力者に対する認識の変化を時系列で追って検討していくことにしたい。

まず、来日前段階の宣教師は、日本の権力者についてどのような認識をもっていたのであろうか。ザビエルは日本布教を決意すると、日本布教に向けて日本情報の収集に努めた。ニコラオ・ランチロットがまとめた日本報告には、日本の権力者に関する情報が記されている²³³⁾。「国王」「領主」の該当者に注目すると、天皇・将軍はそれぞれ「最高の国王 (ei principal)」と記されており²³⁴⁾、ともに日本の国王として認識されていたことが読み取れる。一方、大名については「領主 (senhor)」「太守 (duque)」として表記され、それ以上特に記されていない。来日前では「国王」は天皇・将軍、「領主」「太守」は大名と、使い分けが明確であった。

この認識は、ザビエルが鹿児島に到着した以後においても変化が見られず、鹿児島到着後書いた書翰に、「国王」のいる京都に関する情報が詳細に記されていることからみて、京都及び「国王 (天皇・将軍)」に対する関心は来日後一層強まったものと判断してよいだろう。ランチロットの日本報告で得た権力者認識は、ザビエル来日前から少なくとも鹿児島滞在の時期まで変化がなかったことが読み取れる。

それでは、ザビエルが日本の権力者に対する認識を改める契機になった出来事とは何だったのであろうか。前節の検証から「国王」「領主」の該当者の変化が四二号書翰時点で確認できることから、その直前に何らかの事件があったものと思われる。四二号書翰の発信日は西暦一五五一年一〇月二〇日で（表参照）、天文二〇年九月二一日に該当する。この直前の出来事といえば、ザビエル入京において他にない。ザビエルの入京は天文二〇年の一月中旬頃である。周知のように、ザビエルは入京すると、京都の荒廢ぶり、権力者の無力さを目の当たりにした。ちょうどザビエルが入京した時期というのは、将軍足利義輝が難を逃れ近江に滞在中であり、天皇は在京してはいたものの、日本最高の国王であるという入京前のイメージとはほど遠いものであった。そこで、ザビエルは京都をわずか一日あまりで離れ、最終的には山口での布教を行うことになる。山口に行く前にザビエルが一旦平戸へ戻ったという記録が四一号書翰に見られることから²³⁵⁾、四二号書翰に記されている内容は、ザビエル入京以後の記録となる。つまり、「国王」「領主」の該当者が変化する契機となった出来事はザビエル入京であったといえる²³⁶⁾。これまで、史料の内容から入京

後ザビエルは中央権力に対して失望したことが指摘されてきたが、「国王」「領主」といった権力者を指し示す語句の変化としても表れていたことが注目できる。

さて、「国王」「領主」の該当者がザビエル入京を契機に変化したことを指摘したが、若干の例外もあるので、その例外について検討していきたい。例外は表によると、まず四七号書翰の中に次の二件が挙げられる。

【史料4】

彼等「日本人とりわけ武士」⁽²⁸⁾は唯一人の国王を戴いている人々ですが、彼等が彼に従わなくなつてから一五〇年以上になります (Hé gente que tem hum soo rey, pore m á may's de cento e cinquenta annos que lhe non obedecem)。⁽²⁹⁾

【史料5】

私達は、神の教えをその国で説教するための許可を請願するために、国王「天皇」と話そうと努力しました。(Chegados a Myaco, estivemos alguns dias. Trabalhamos por falar com el-rey pera lhe pedir licença, pera em seu regno pregar a ley de Deus)。⁽³⁰⁾

【史料4】は、一五〇年という数字が正確か否かは定かではないが、南北朝期もしくは足利義満時代のことを指しているものと考えられる。この時期にはすでに誰も従っていないとあることから、この唯一の「国王」は天皇を指していることが判明する⁽³⁰⁾。しかし、これは一五〇年以上前の話として取り上げられたものであるので、例外にはあたらぬ。【史料5】も入京時のザビエルの行動を回想したものであることから、こちらも特に問題とすべき例外とは考えられない。

次に『書翰』八三号で確認できる六件の事例である。ザビエル入京後しばらくイエズス会書翰には天皇の記述が見られなかったが、天文末年日本上長コスメ・デ・トルレスがロレンソを比叡山に派遣させる計画を立てた時期になって再び記されるようになった。しかし、この時期に見られる天皇の表記は、これまで「日本の国王」「最高の国王」であったものから、「都の国王 (o Rey de Miáco)」へと変化している。これは天皇が日本全国を統治する日本国王から、都地方限定の国王との評価に変化したことを意味する。この時期の宣教師が、天皇には日本全国を統治する権力はなく、都地方を支配する、一大名と同権力しか持たない権力者との認識に至つたためであろう⁽³¹⁾。

そこで気になるのは、ザビエル入京後宣教師が認識した「日本国王」は誰であるかという点である。イエズス会書翰で「日本国王」⁽³²⁾という表記を確認していくと、ザビエル入京後は、「山口の国王」とか「豊後の国王」といった特定の地域の「国王」という表記に限られていたが、七七号書翰以降、大名に対して「日本国王」という表記が使用され始める。

この「日本国王」という語が「日本の最高の国王」を意味するものなのか、それとも「日本」の数ある国王のうちの一人⁽³³⁾という意味で用いられているのか検討する必要がある。七七号書翰以降、ガスパル・ヴィレラ畿内到着までで確認できる「日本の国王」の事例は二四件確認できるが、おおよそ次の二つに分類できる。一つは「日本の国王達」という事例で、もう一つは大友義鎮に対して「日本国王」を用いている事例である。前者は「国王達

「(s)ia)」と複数形で記されていることから、日本には複数の国王・国家があったと宣教師が認識していたことが分かる。このことから、ここでいう「日本国王」という表記は「日本の中にいる一国王」という意味として使用されていたことになり、先の「山口の国王」や「豊後の国王」という表記と何ら変化するところがない。後者は大友義鎮一人を「日本国王」と表記している事例であるが、これは該当者が単数であるため判別が難しい。しかし、この事例も同書輸入に前者の事例が確認できることから、大友義鎮を前者と同様の意味で用いられていたことが分かる。つまり、日本全国を統括する「日本国王」は存在せず、日本には複数の「国王」がいるとの認識を宣教師はもったものと考えられる。

以上、「国王」「領主」の該当者の変遷を時系列に従って検討してきたが、「国王」の該当者はザビエル入京を契機に天皇・將軍から大名へ、「領主」の該当者も大名から大名家臣へと変化していったことが明らかになった。天皇に対しては、日本全国の統治者である「日本国王」という認識から、都地方すなわち畿内地域限定の「国王」との認識に変化した点から、一大名と同程度の権力しか有さない権力者という評価に至った。そして、この時期の日本には、日本全国を統括する「日本国王」は存在せず、複数の「国王」（大名）がいるとの認識をもつに至った。

三二 名目的権威と実質権力

それでは、宣教師が「国王」「領主」の該当者を改める必要性とは何だったのであろうか。本節では宣教師が何をもって「国王」となすのか、宣教師の考える「国王」に備うべき権力の質について検討していく⁽³³⁾。

まず、ザビエル入京前の天皇・將軍、大名観を見ていこう。この段階の宣教師の権力者認識は、前述のようにニコラオ・ランチロットの日本報告による認識でほぼ確定していたといえる。この日本報告では、天皇は教皇の如き存在で「最高の国王 (rei principal)」であると理解され、武士・公家や民衆を含めた世俗の者にも、仏僧等聖職者に対しても権限があると記されており、その権能は絶対的なものであるとしている。しかしながら、天皇は誰かを裁くことはせずに、その執行権を將軍に委ねている。その將軍は皇帝の如き存在で「命令権・支配権 (mando e imperio)」を所持し、諸領主・武将・士卒、すなわち大名などからなる幕府という政庁を持ち、裁判や戦争の任務を帯びているとある。ただし、その將軍も何か悪い事件を起こせば天皇は將軍の領国を奪い取り、時に將軍の首を斬ることもできると記されている。

このランチロットの記述は、すべてが当該期日本の社会情勢に合致するとは言いが、少なくともザビエル入京前段階まで、天皇が「最高の国王」、將軍はその執行者と認識し、「命令権・支配権」といった実質権力を有する権力者として宣教師が捉えていたのは事実である。

一方、大名に対しては「領主」という表記がされている。「国王」と「領主」が君臣関係を表すことはすでに指摘したが、「領主」と表記された大名は「国王」と表記される天皇・將軍の家臣であると宣教師は認識し、それ以上の評価はしていない。ザビエルが鹿児島に到着した際、島津貴久に謁見して保護を求めているが、それはあくまで島津貴久が鹿

児島の支配者であったからで、来日前から計画していた京都布教計画自体は来日後においても変更がないことから、宣教師の権力者認識に変化は見られない。つまり、入京前までの宣教師が描く日本の支配構造は、天皇・將軍を頂点としたヒエラルキー構造であり、その理解のもとにザビエルをはじめとする宣教師は来日し、入京したのである。

入京後ザビエルは天皇の非力さを悟り、日本の最高の国王ではないとの認識に至るが⁽³⁴⁾、書翰にも天皇・將軍に対する認識の変化が見られる表現がある。一つは、前節で挙げた【史料4】である。そこには「彼ら「日本人とりわけ武士」が彼「天皇」に従わなくなつてから一五〇年以上」経つとある。かつて武士は天皇の命令に従っていたが、室町幕府が成立する以前に従わなくなつたというのである。武士が天皇の命令に従うか否かという「命令権 (mando)」をこの時期の天皇は失つたか、あるいは執行しうる権力を失つたとの認識を宣教師はもつたと判断することができる。もう一つは同じく『書翰』四七号にある「彼「天皇・將軍」にはその臣民達「大名」が服従していないという情報を得ましたので (depoy's que tivemos enformação que non hé obedecido dos seus)」という部分である⁽³⁵⁾。大名が將軍・天皇に服従していないというこの記述は、ランチロットの日本報告にある「支配権 (imperyo)」を天皇・將軍が失つたことを意味する。これらの宣教師の記述から、日本報告にあつた天皇・將軍が「命令権・支配権」を所持しているという情報はかつての話であり、当該期の天皇・將軍は「命令権」も「支配権」も失つた名誉だけの権力者との認識をもつたことになる。その証拠に永禄三年のロレンソの書翰には「(天) 皇と呼ばれ、都に居住している主たる国王は、尊位のほかはない (o principal Rei a quem elles chamão Vó, que residem em Miáco, não tem mais que a dinidade)」とあるように⁽³⁶⁾、入京以後天皇は名目的權威のみ有し、「命令権や支配権」という実質権力をもたない権力者として宣教師は認識したのである。

そして、ザビエルは京都を離れて山口での布教を行うことになる。これはイエズス会宣教師が「命令権・支配権」を所持する権力者は天皇・將軍ではなく大名で、そのうち最大の権力者が大内義隆であると認識したためであつた。フロイス「日本史」によると、「当時日本国中で最大の君主は、人々が語っているとおり、既述の山口の国王 (大内義隆) である」⁽³⁷⁾とを看取し (entendendo o Padre que o maior senhor, que então se dizia florecer em Japão, era, como temos dito, o rey de Yamanguchi.)」⁽³⁸⁾とあり⁽³⁹⁾、コスメ・デ・トルレスの書翰にも、この大内義隆が「ポルトガル国王閣下以上の領地と家臣を有する大領主である (o senhor da terra, que hé grande senhor de terras e vassalos que o serenissimo Rey de Portugal)」と記している⁽⁴⁰⁾。これらの記述から判断できるのは、日本が統一国家ではない以上、日本の中で最も支配領域の大きい大名を日本の最大の権力者として認識したということである。つまり、「国王」の条件として必要なものは、「命令権・支配権」を有する実質権力者であり⁽⁴¹⁾、実質権力を有する権力者を優先し、名目のみの權威には目を向けないという宣教師の布教姿勢が読み取れるのである。

しかし、日本最大の権力者と認識した大内義隆も陶隆房に攻められ自刃し、その後陶・大内は滅亡して毛利が支配するようになる。その様を見た宣教師は、戦国大名の権力がいかに不安定なものであるかを痛感したことだろう。大内義隆自刃前後、宣教師は複数の地域で布教保護を求めるようになり、豊後をはじめ、北九州・都地区などの数力所で布教を展開している。これは複数の布教地を確保することで、一大名が滅亡しても他地域が残る

という判断のもとに行われたものと思われる。それとともに「国王」という語も必然的に複数の大名に対して用いられるようになる。「日本の国王達 (reis do Japao)」という表記が頻繁に用いられ出す『書翰』七七号(表参照)の日付が一五五四年五月で、和暦の天文二三年の三月三〇日から五月一日に該当することから、この表記は山口の動乱時期と宣教師が複数の地域で布教を展開する時期と合致する。そして、これは日本が複数の大名領国から構成される国家であるとの認識を宣教師がもっていたことを意味する。

以上、宣教師が「国王」の該当者を改めた背景を検討した。宣教師は権力者を認識する際、「命令権・支配権」を有すか否かで判断していることが明らかになった。宣教師の国家観・国王観は実質権力が及ぶ範囲を「国 (reino)」、「その支配者を「国王 (rei)」と捉えていたために、日本全国を支配する実質権力者がいない戦国期の日本を統一国家とせず、実質支配が及ぶ大名の領国をそれぞれ一国家として認識したのである。その結果「国王」「領主」の該当者が変化したと考えられるのである。しかし、「命令権・支配権」を有す戦国大名も安定した権力ではなく、宣教師は複数の地域で布教保護を求めなければならなかった。

おわりに

以上、「国王 (rei)」「領主 (senhor)」「太守 (duque)」という語句の分析を通して、宣教師の権力者認識を考察してきた。「国王」の該当者が日本では天皇・将軍と大名に分かれるのは、ザビエル入京を契機に当該期日本の権力者に対する認識の捉え直しがなされたためであった。宣教師は「命令権・支配権」を有する権力者に「国王」を用いていたため、名目的な権威のみを有する天皇・将軍ではなく、大名に対して「国王」を用いることになった。その結果、「国王」の支配する「国 (reino)」も日本全国という認識から大名領国へと変化し、日本には大名領国による複数の国家が存在するかのような表記になっていた。このことは宣教師が戦国大名領国を実質支配の点で一つの国家と認識していたことを意味し、戦国大名の領国支配を考える上で重要な論点であるといえる。

さて、宣教師は以上のような認識をどの段階まで持っていたのであろうか。大名を「国王 (rei)」とする認識は徳川時代に至るまで一貫しており、基本的な「国王」観は変化していない。一方天皇・将軍については、ガスパル・ヴィレラによって畿内での布教が開始されると、天皇・将軍の存在を無視できなかつたものと思われる。その頃には天皇・将軍を都地区の「国王」という意味だけでなく、「国王」である大名を統括する権力者として表記され始め⁵⁾、日本全国の王として「国王 (rei)」を用いる事例が出てくる。しかしながら、その場合には大名に用いる「国王」と区別するため、天皇・将軍に用いる「国王」が全国に対して用いていることを逐一説明している。つまり、畿内布教段階に入ると、実質支配の点では大名が「国王」として各々の領国を支配していると捉える一方で、天皇・将軍を名目的ではあるが、大名を統括する権力者として認識するという二重の捉え方を示すようになっていく。本章で取り上げたフロイス「日本史」序章(【史料2】)の記述は、まさにそれをよく表している。また、そうした権力者認識の混乱を避ける意味からであろうか、天皇・将軍に対して「内裏 (Dairi)」「公方 (Cubo)」といった現地語(日本語)

をそのまま用いて報告するようにもなっていく。こうした畿内布教段階における「国王」の併用や現地語（日本語）の使用については、第二部第三章で改めて論じることにした。